

職場のハラスメント 防止の法制化を!!

～誰もがハラスメントを受けずに安心して働ける職場へ～

2018.3.2(金) 17:30～19:00
参議院議員会館 地下B104号室

現在、厚生労働省では、「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」が開かれています。政府の「働き方改革実行計画」(2017年3月決定)に基づき、「実効性のある職場のパワーハラスメント防止対策について検討する」とされ、始まった検討会です。しかし、現状と同様の労使の自主的な取組みのままでよいとする意見が出るなど、真に実効性のある防止対策が打ち出されないおそれがあります。

国のパワーハラスメント対策については、2012年3月15日発表の厚生労働省「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」(以下、提言)があります。しかし、「提言」は残念ながら、有効な防止策には至っていません。パワハラ相談者は年を追って増え、被害者は減らず、被害によって精神疾患を負い労災認定される労働者は増加しています。パワハラによる自殺者も増えています。厚生労働省の実態調査によれば、企業のパワハラ取組み実施の割合は、中小企業などにおいてほとんど伸びていません。来月取りまとめられる検討会の報告には、実効性ある対策として、「職場のハラスメント防止法」制定など、ハラスメントの防止・解決に関する立法化が盛り込まれることが必須です。

そのほか、現在の日本の職場におけるハラスメントについては、法制化以外に、主に以下のような問題もあります。今回の院内集会では、職場で様々なハラスメントを受けている労働者の声を中心に、被害者支援に取り組んでいる諸団体が一致して、ハラスメントに関する真に実効性ある方策を求めます。

- ・顧客や取引先などの第三者からのハラスメントを含む方策
- ・職場におけるあらゆるハラスメントに対する実効性ある法政策(セクシュアルハラスメント、SOGIハラスメント、障害者や外国人に対するハラスメント、など)

上記の社会的要請にこたえた職場のハラスメント防止の法制化を目指し、集会を開催します。多くの皆様の参加をお願いいたします。

集会参加には
入館票が必要です。
当日17時15分より、
参議院議員会館1階
にて配布します。

主催：「職場のハラスメント防止の法制化を!!」実行委員会 連絡先：03-3683-9765
メール：center02@toshc.org

呼びかけ団体：いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター、職場のモラル・ハラスメントをなくす会、
全国労働安全衛生センター連絡会議

賛同団体：関西労働者安全センター、NPO神奈川労災職業病センター、NPOひょうご労働安全衛生センター、NPO東京労働安全衛生センター、名古屋労災職業病研究会、きょうとユニオン、よこはまシティユニオン、パープルユニオン、NPOアカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク(NAAH)、全統一労働組合、全国一般労働組合東京南部、すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク(RINK)、なにわユニオンほか